

大東市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

大東市教育委員会

目次

1.計画の趣旨・現状	3
2.目標	5
3.計画の期間	7
4.実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
5.関連する取組み、今後のフォローアップについて	9

1.計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正」に基づき、教育職員の業務量の適切な管理を行い、健康を確保するために必要な措置を計画的に講じることを目的として策定するものである。

近年、学校現場においては、教育活動の多様化や児童生徒へのきめ細かな支援ニーズの高まりにより、教育職員の業務が増加し、時間外勤務が恒常化する傾向にある。これは、教育職員の健康への影響のみならず、教育の質の維持・向上にも深刻な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、本計画では、勤務時間の把握と業務量の適正化を図るための管理体制の構築、業務改善の取組み、人員配置や支援体制の充実等の施策を総合的に示し、学校と教育委員会が一体となって取組みを進める基盤を整える。

本市は、本計画に基づき、教育職員の働き方改革（業務改善）を着実に推進し、持続可能で質の高い教育の実現をめざす。

(2) 本市の現状

○本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28.2時間	17.4%	0.3%
中学校	月41.0時間	43.9%	3.2%

○小学校では、全体として80時間を上回る者は少なく、過度な長時間勤務は限定的であるものの、約5人に1人が45時間を上回っている。事務作業、行事準備等が勤務時間に影響しているほか、繁忙期（学期末、行事前等）に業務が集中する傾向が認められる。

- 中学校では、小学校と比べ、45 時間超・80 時間超ともに高い割合となっており、約半数の教育職員が月 45 時間以上の時間外勤務を行う状況にある。生徒指導や部活動指導等に要する時間が勤務時間の長時間化に影響している。
- 時間外在校等時間が 45 時間を上回る割合が高く、特に、児童生徒指導、校務分掌の会議、事務作業、保護者対応、行事運営等、多方面における業務が認められる。こうした状況を踏まえ、外部人材の活用、事務作業の効率化等を進めることで、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

(3) 本市のこれまでの取組み

- ・SSW、授業等支援員、介助員配置
- ・警察 OB 派遣 ・中学校給食費の公会計化
- ・小学校給食費の公会計化
- ・全校一斉退庁日の設定 ・部活動休養日の設定
- ・授業等支援員の職務拡充（事務支援スタッフ）
- ・学校閉庁日の設定 ・公簿の電子化（指導要録・出席簿）
- ・留守番電話の設置
- ・統合型校務支援システムの導入
- ・学校司書全校配置 ・AI ドリル
- ・デジタル採点システム ・高速プリンタ
- ・学校における業務改善リーフレットの作成
- ・休日における部活動地域移行
- ・支援教育支援員、不登校支援員の増員
- ・留守番電話対応時間の変更 ・教頭マネジメント支援員の配置
- ・公共施設予約システムの導入 ・学校閉庁期間の拡大
- ・出退勤システムの導入 ・市独自のスクールロイヤー制度
- ・水泳授業の民間施設活用

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

国の指針および府の計画に基づき、上限時間の範囲内とするための数値目標を定める。

成果目標	令和6年度実績	期間目標
①1人当たりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする	399.4時間	360時間以内
②年間時間外在校等時間が360時間を超える人数を前年度よりも減少させる	335人	前年度より減少
③年間時間外在校等時間が720時間を超える人数を早急にゼロにする	64人	0人
④月の時間外在校等時間が45時間を超える人数をゼロにする	184人	0人

①平均年間時間外在校等時間の縮減

本市の現状(399.4時間)を真摯に受け止め、実施計画に定める取組みを確実に実行することで、指針が示す360時間以内への削減をめざす。

②360時間超の教育職員数の削減

通常時の上限を超えている人数を着実に減少させる。

③720時間超の解消

やむを得ない場合の上限である720時間を超える教育職員については、健康確保の観点から早急に0(ゼロ)にする。

④月45時間超の解消

規則で定める原則の月の時間外在校等時間の上限を超えることがないようにする。

【規則で定める上限時間】

原則	例外(※)
1月について45時間	1月について100時間未満
1年について360時間	1年について720時間
	複数月平均80時間
	45時間を超える月は年間6月まで

(※) 教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

項目	成果目標	期間目標
年次有給休暇	①教育職員の年次有給休暇平均取得日数を15日以上にする	15日以上とする。
働きがい	②働き方・働きがいに関する教育職員アンケート(※)において、「仕事にやりがいを感じる」とする肯定的回答の割合を90%以上にする	90%以上

①年次有給休暇の取得促進

全ての教育職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、リフレッシュできる時間を確保するため、休暇を取得しやすい職場風土を醸成する。年次休暇の付与日数は会計年度で定められていることから、対象期間は、会計年度とする。また、平均取得日数は、対象期間中の全期間を在籍した対象教育職員の総取得日数を対象教育職員数で除した日数である。

【参考】本市の実績：令和7年4月～12月末：12日

②働きがいの向上

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮を通じて、「働きがい」を実感できることをめざす。業務の効率化や高質化によって創出された時間を、本来の教育活動の質の向上に充てることで、この目標の達成を図る。

なお、様式については令和8年度当初に示し、令和8年度より実施予定。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※大阪府の「第2次教育振興基本計画」の期間や、国が令和11年度までに時間外勤務を削減する目標を掲げていることを念頭に設定する。

なお、令和9年度中に、本市の進捗状況や国の動向を鑑み、必要に応じて目標や取組み内容の見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、教育職員が本来の専門性を発揮し、児童生徒への教育活動に専念できる環境を整えるため、以下の措置を重点事項として取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

教師が担う業務の範囲を明確にするとともに、外部機関や専門スタッフ等との適切な連携・分担を推進する。

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の安全確保と時間の在り方

各地域の実情を踏まえ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しについて検討する。地域住民や保護者の理解を得ながら、通学路の見守り活動の適切な役割分担・連携の在り方についても検討を進める。

②校外の見回りや引取り対応

放課後から夜間の巡回は警察や地域等の活動に委ねることを基本とし、学校による自主的な巡回は原則として行わないこととする。また、補導時の引取り等の対応は保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③過剰な苦情等への組織的対応

学校のみでは対応困難な事案に対し、教育委員会と連携して当該事案に対応できる体制を構築するため、スクールロイヤー（弁護士）・教育アドバイザー（警察 OB）等の専門家を活用できる環境を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

④調査・統計等への回答

校務支援システム等の機能を活用したデジタル化の推進等により、市から学校に発出される調査の回答に係る事務量を軽減する。

⑤学校プールや体育館等の施設・設備の管理

職員による学校プールの管理については、水泳授業の民間委託を進めていく。

体育館等の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化を進めていく。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑥授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する、学習等支援員の配置。

校務支援システムの機能や自動採点システムを活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務量を軽減する。

⑦支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、介助員、日本語指導に係る支援員等の専門人材を活用し、教育職員と連携・協働した組織的な支援体制(チーム学校)により対応する。

(2) 学校における措置の推進

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直し、日課表の工夫を行う。
- ・ 部活動に係る活動方針における「休養日及び活動時間の設定」について共通理解を図り遵守に努める。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能の運用を徹底し、勤務時間の明確な区切りを設けるとともに、デジタル技術による校務の効率化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

- ・ 月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、速やかに産業医による面接指導を確実に実施する。
- ・ 前日の終業から翌日の始業までに「11時間」をめやすとする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 年次有給休暇の連続取得を促進するとともに、長期休業期間中における学校閉庁期間の設定等を行う。
- ・ 長期休業期間中におけるテレワーク制度の導入・活用について、本市の状況に応じた検討を行う。

5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- ・ 取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、アンケートの結果により把握・分析する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り等が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における休憩時間の明示状況を把握し、課題が見られる学校に対しては、計画の実効性を担保するよう、校長への聞き取りや個別の指導を実施する。
- ・ 校長の働き方改革に係る組織マネジメントへの意識を高めるため、業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進などの取組みについて、評価・育成システムを通じて共通理解を図る。
- ・ 学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに府教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、地域住民や保護者に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。